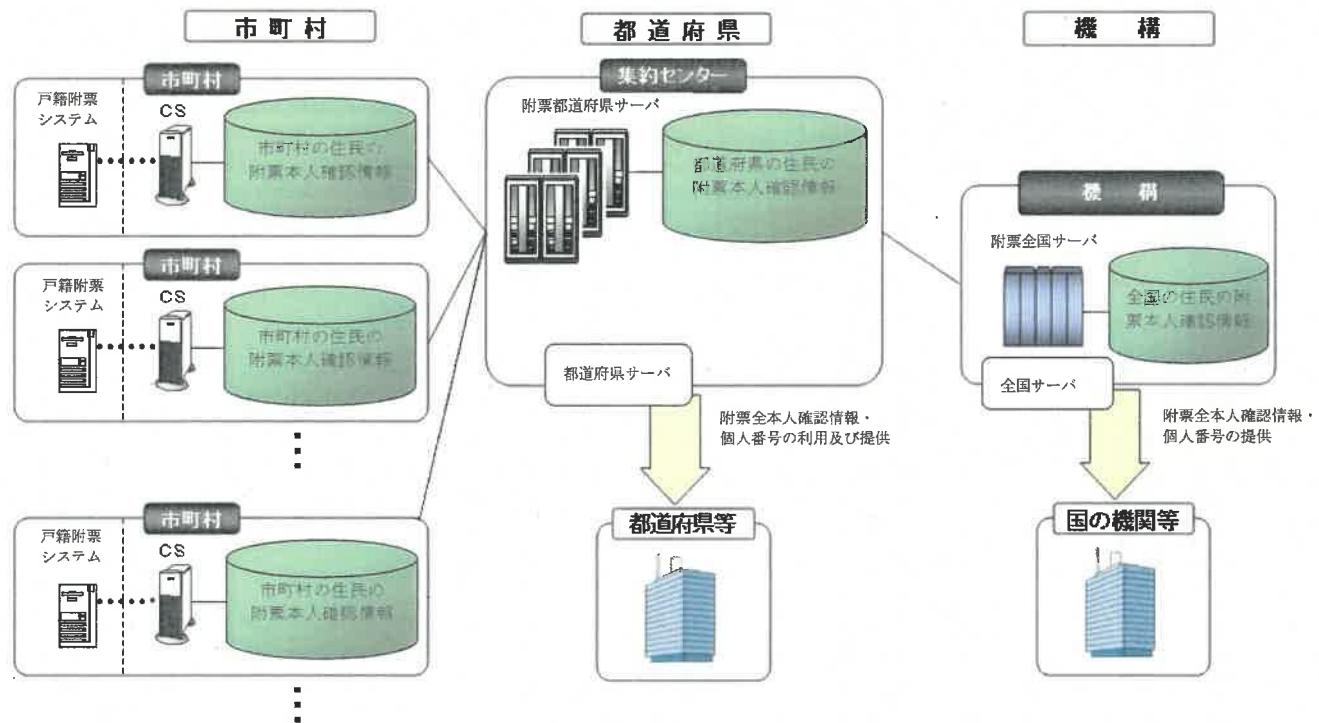


附票連携システムの概要

1 概要

附票連携システムは、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するためのシステムで、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日から運用が開始されます。



市町村において住民の異動が発生すると、戸籍附票システムからCSへ異動情報が通知され、CSの情報が更新されます。同様に、異動情報がCSから附票都道府県サーバへ、附票都道府県サーバから附票全国サーバへ通知されることで、附票都道府県サーバと附票全国サーバの情報が更新されます。

2 用語の説明

機構	地方公共団体情報システム機構のことで、住民基本台帳法に基づき住基ネット・附票連携システムの開発や運用管理等を行う機関。
戸籍附票システム	各市町村で運用されている戸籍の附票に関するシステム。
CS (コミュニケーションサーバ)	各市町村が管理するサーバ。市町村の戸籍附票システムの情報を附票連携システムに接続するためのもの。
附票都道府県サーバ	各都道府県が管理するサーバ。都道府県等が附票連携システムの情報を利用等するためのもので、機構に対し集約センターでの一括管理を委託。
附票全国サーバ	機構が管理するサーバ。国の機関等に附票連携システムの情報を提供等するためのもの。

3 導入の主なメリット

- ・国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待されます。